

# 【平成28年度 介護保険制度について】

## 特定入所者介護（予防）サービス費【負担限度額認定】について

次の要件に該当する人が介護保険施設などを利用する場合は、申請により食費と居住費の負担軽減を受けることができます。

### 【対象施設】

介護老人福祉施設＜特別養護老人ホーム＞、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）短期入所生活介護＜ショートステイ＞、（介護予防）短期入所療養介護＜医療型ショートステイ＞  
 ※認知症対応型共同生活介護＜グループホーム＞、特定施設入居者生活介護＜有料老人ホーム・ケアハウス＞は、対象になりません。

### 【認定要件】

預貯金や有価証券などの資産の合計が、単身の場合 1,000 万円以下、夫婦の場合 2,000 万円以下で、なおかつ、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、  
老齢福祉年金受給者または生活保護受給者〔第1段階〕
- ②世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、  
年間の合計所得金額と年金収入額※の合計が 80 万円以下の人〔第2段階〕
- ③世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、  
年間の合計所得金額と年金収入額※の合計が 80 万円以上の人〔第3段階〕

**※平成28年8月から年金収入額に非課税年金（遺族年金、障害年金）の収入額が含まれることとなります。**

### 【負担限度額（1日あたり）】

利用者負担段階	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※基準費用額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。

※（ ）内は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

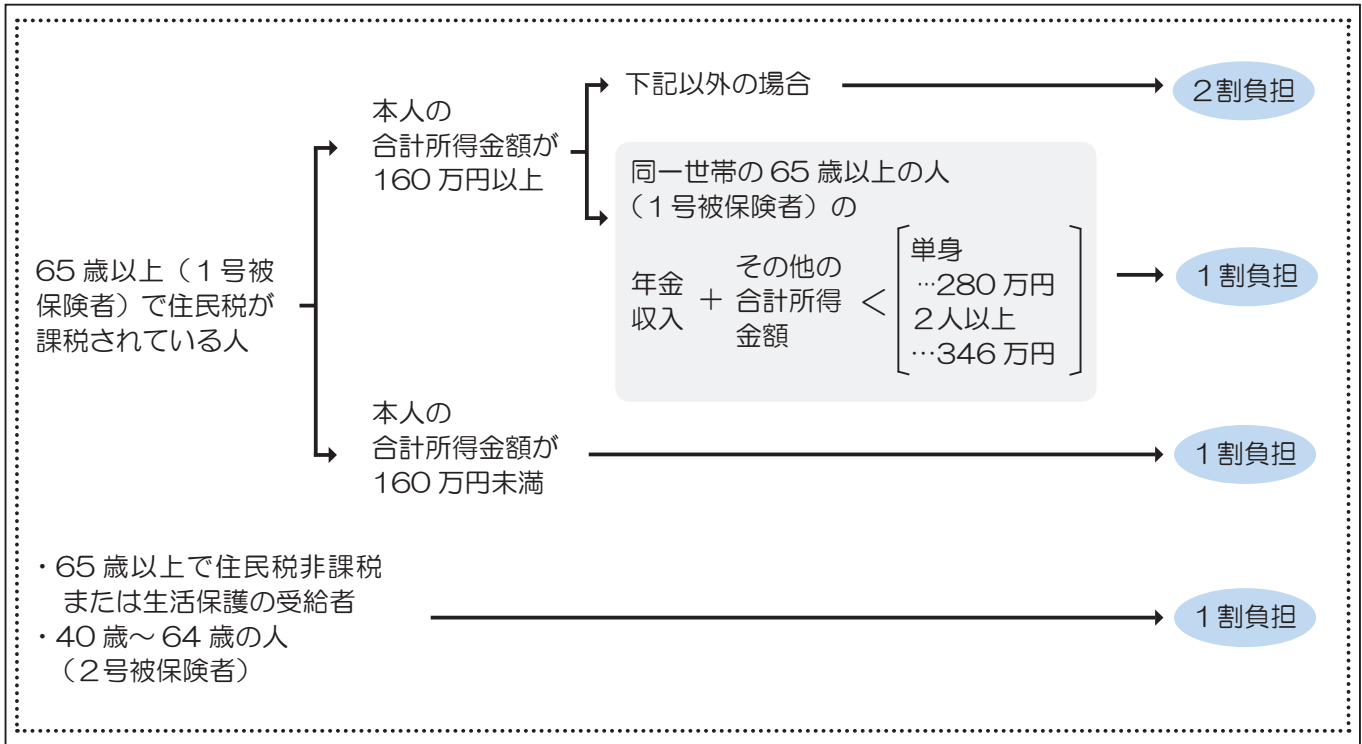
※課税世帯特例減額措置の対象者は第3段階が適用されます。対象となる要件など、詳細は介護保険係にお問い合わせください。

## 介護保険負担割合証について

平成 27 年 8 月から、第 1 号被保険者のうち一定以上の所得がある人は、介護サービスの利用者負担が 2 割になります。

現在お使いの負担割合証の有効期限は 7 月末です。8 月以降に使用する負担割合証は、7 月中に送付します。介護サービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

### 【利用者負担割合の判定基準】



基本チェックリストを提出してください

介護や支援が必要になるおそれがある高齢者を早期に見出すため、健康および日常生活の動作などの状態を判定する「基本チェックリスト」を対象者に郵送しますので、ご記入の上、提出してください。

※基本チェックリストは、深く考えずに主観に基づき回答してください。

◇対象者  
5月1日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない70歳以上の人（二次予防事業利用者を除く）

◇提出期限 7月15日（金）

◇提出方法  
各公民館（城南・西田布施・東田布施・麻郷・麻里府）、麻郷福祉会館、町役場健康保険課に設置されている「回収箱」に投入する

介護サービスの

苦情・相談

「困った」「納得がいかない」「不正な介護サービスが行われている」など、お気軽にご相談ください。

介護サービスに関する不満や苦情・トラブルがある場合は、ケアマネジャーや事業所、または町介護保険係窓口にご相談ください。

それでも改善されない場合は、山口県国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情相談窓口をご利用ください。 ※秘密は厳守します。

◇受付時間  
午前9時～午後5時  
（土日・祝日を除く）

◇相談窓口  
山口県国民健康保険団体連合会  
介護サービス苦情相談窓口

☎ 083・995・1010